

刑弁でGO!

第75回

模擬評議報告

模擬評議を傍聴して

刑事弁護委員会 研修員 小林 英晃 (69 期)
研修員 広野 文治 (69 期)

1 はじめに

平成29年7月22日、23日の2日間にわたって、東京三会同企画として、模擬評議が行われた。この模擬評議は、現職の裁判官3名及び一般市民の方6名を迎え、それぞれ裁判官、裁判員役となって裁判体を構成し、第1回公判から評議、判決までを通して行うという本格的なものであった。

弁護人にとって普段は見るできない評議において、法廷での弁護活動がどう受け止められ、どう議論されているのかを見ることができた。本稿では、その内容及び模擬評議を見た感想を以下に報告する。

2 模擬裁判

罪名は、現住建造物放火罪で、被告人が以前働いていた出版社の事務所および同社の代表取締役である被害者の居宅（当時被害者家族が在室していた）が入っている鉄筋コンクリート造りの建物3階同居宅玄関前に積んであった段ボール箱にライターで火をつけ、同建物の外壁、木枠に燃え移らせて焼損させた、という事案であった。

本件では公訴事実には争いはなく、量刑を争うものであった。検察官は、行為態様の危険性・悪質性、結果の重大性、被害感情の大きさから実刑が相当であると主張した。これに対し、被告人側は、動機に酌むべき事情があり、行為後の被告人の態度から、執行猶予が相当であると主張した。

よって、本件の争点は、執行猶予判決が相当であるかどうかであった。

事案の特徴としては、被告人が上記出版社で働いていた際、被害者からいわゆるパワハラを受けていたこと、犯行後、被告人自ら119番通報し、自首していること、が挙げられる。被告人が初犯であることも考慮し、行為の危険性や結果の重大性、被害感情が大きいこととの関係でどこまでこれらの事情が斟酌されるかが問題となった。

人証としては、被害者、出版社の同僚の証人尋問が行われ、その後、被告人質問が行われた。

特に印象的だったのが、弁護人が弁論で、本件の動機・背景について、量刑データが示す枠のみにとらわれない「新しい判断が求められる」と述べていたことであった。これを裁判員がどう受け止め、どう議論するのかに注目した。

3 模擬評議

評議は、弁護人の弁論要旨を見ながら、被告人が犯行に及ぶ動機、経緯などを中心に議論が行われた。

裁判員の方々は、評議の冒頭から、比較的被告人に同情的であった。被害者の家族を巻き込む放火行為の危険性等、悪情状もそれなりに評価されていたものの、被害者にも非を認める意見が多かった。他方、被告人に激しいパワハラを行い本件を招いた被害者に同情できないという意見もあり、被害者の身から出たサビである、という意見まで述べられた。

一回目の評決では、裁判員6人中、執行猶予4人、

実刑2人という評決であった。なお、裁判官は全員執行猶予の意見であった。

執行猶予に票を投じた裁判員の意見としては、計画性がないこと、自首しているなど反省がみられること、被害者から精神的に追い詰められた末の犯行であり再犯可能性が低い、といったものが多かった。

他方で、実刑意見の裁判員は、カッとなって放火に及ぶ性格が改善されていないこと等を理由に挙げた。

その後、無関係の被害者の家族を巻き込んだ点や、被告人が通報、自首したこと、被害者の処罰感情等について改めて議論がなされ、最終評決へと進んだ。

最終評決では、被告人の再犯の危険性を払しょくできないとした裁判員1人が実刑意見を維持し、全体として執行猶予8人、実刑1人となり、執行猶予判決となった。被告人の話し相手として保護観察を付すべきかという議論もあったが、被告人は対被害者との関係で問題があったのであり、日常的に指導監督が必要な人ではない、という意見を踏まえ、最終的には4対5の僅差で保護観察なしの結論となった。

判決は、被害者にとって逃げ場のない構造の建物への放火であったことや無関係の被害者の家族を巻き込んだこと等に触れ、行為の危険性は大きいとした。他方で、自ら通報し被害拡大を防止したことや、できる限りの弁償をし、反省もみられることなどを考慮し、懲役3年、執行猶予5年と結論づけた。

4 評議を傍聴して

評議では、一人ひとりの裁判員の方が、自ら積極的に問題提起をし、議論を投げかけていく場面が多くみられた。裁判員の方々からは、それぞれの職業ならではの知見や自身の人生経験からくる深い洞察や鋭い指摘が多く投げかけられ、傍聴していて非常に

勉強になるものであった。

特に印象的だったのは、裁判員から述べられた、弁護人の弁護活動についての意見であった。

弁護人の「新しい判断」という表現については、裁判員としては、新しい古いは特段意識しなかったとのことである。法律実務家と異なり、日ごろから量刑傾向に触れていない裁判員としては、「量刑傾向のみにとらわれない」ということが必ずしも「新しい」とは感じられないということだろうか。

裁判員からは、「犯行当時の被告人の心情についての解説を弁護人がもっとしてもよかった、そこがあいまいになっていた」との意見もあった。評議全体を通して、こうした被告人の心情に裁判員の強い関心が寄せられていた印象である。被告人について、「どうしたら更生するか」という議論も盛んになされていた。

また、弁護人の裁判員に訴えかける弁論が「劇場型」と呼ばれ、必ずしも好意的に受け入れられていなかったことは意外であった。ある裁判員は、「被告人がストレートに答えるタイプだったので、弁護人が訴えかける力が強かったのが、逆にくどく感じられた」といった意見や、さらには『劇場型』の弁論に対し、ネガティブな印象を持ち、心理的にガードしてしまった」という意見を述べた裁判員もいた。裁判員の感覚もそれぞれであり、改めて裁判員裁判の難しさを感じた。

5 おわりに

「模擬」の評議であることを忘れるような、非常に迫真的な評議であった。実際の評議を見ることができない以上、こうした模擬評議の機会は貴重であり、大変勉強になった。来年以降も続けていただければ幸いである。